

卸売販売業の管理者の要件について

取扱品目	管理者の資格
全ての医薬品	○ 薬剤師
第2類医薬品又は第3類医薬品のみ	○ 薬剤師又は「みなし合格登録販売者」
指定卸売医療用ガス類 <ul style="list-style-type: none"> ・亜酸化窒素 ・亜酸化窒素及び酸素の混合剤 ・イソフルラン ・エチレンオキシド ・エチレンオキシド及び二酸化炭素の混合剤 ・エチレンオキシド及びフロン<small>の混合剤</small> ・酸素 ・窒素 ・二酸化炭素 ・二酸化炭素吸収剤 ・ハロタン ・麻酔用エーテル 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 薬剤師 ○ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者（施行規則第154条第1号イ） ○ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、指定卸売医療用ガス類の販売又は授与に関する業務に3年以上従事した者（施行規則第154条第1号ロ） ○ 指定卸売医療用ガス類の販売又は授与に関する業務に5年以上従事した者（施行規則第154条第1号ハ） ○ 都道府県知事が上記イからハまでに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めたる者（施行規則第154条第1号ニ） <ul style="list-style-type: none"> ・MGR（一般社団法人日本産業・医療ガス協会が認定する医療ガス情報担当者）
指定卸売歯科用医薬品 <ul style="list-style-type: none"> ・齶蝕予防剤 ・口腔粘膜治療剤 ・根管充填剤 ・根管清掃及び消毒鎮痛剤 ・歯科用器具消毒剤 ・歯科用局所麻酔剤 ・歯科用抗生物質剤 ・歯科用止血剤 ・歯科用診断用剤 ・歯科用包帯剤 ・歯髄仮封、覆罩及び裏装剤 ・歯髄失活剤 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 薬剤師 ○ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、歯学又は化学に関する専門の課程を修了した者（施行規則第154条第2号イ） ○ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学、歯学又は化学に関する科目を修得した後、指定卸売歯科用医薬品の販売又は授与に関する業務に3年以上従事した者（施行規則第154条第2号ロ） ○ 指定卸売歯科用医薬品の販売又は授与に関する業務に5年以上従事した者（施行規則第154条第2号ハ） ○ 都道府県知事が上記イからハまでに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めたる者（施行規則第154条第2号ニ）
指定卸売医療用ガス類及び指定卸売歯科用医薬品	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定卸売医療用ガス類及び指定卸売歯科用医薬品の管理者の資格のいずれにも該当する者